

# 1単元の株式の数の変更に関する取締役会決議公告

株主各位

平成17年11月16日

京都市東山区福稲上高松町11番地



## 株式会社 松風

取締役社長 太田勝也

平成17年11月15日開催の当社取締役会において、商法第221条第2項の規定により、平成18年2月1日(水曜日)付をもって、1単元の株式の数を1,000株から100株に変更する定款変更を決議いたしましたので公告いたします。

以上

### (ご参考)

1. 上記変更に伴い、平成18年2月1日(水曜日)付をもって、大阪証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されます。
2. 平成18年1月31日(火曜日)現在で登録単元未満株式を100株以上ご所有の株主各位につきましては、100株の整数倍の株式は100株券にて株券を交付いたします。
3. 1,000株券ご所有の株主各位につきましては、平成18年2月1日(水曜日)以降、100株単位の売買取引に通常はそのままお使いいただけませんので、下記名義書換代理人において100株券に分割いただくか、株券保管振替制度をご利用下さい。
4. 株券引換のお手続きに関するご案内につきましては、別途平成18年1月下旬にご送付申し上げますので、ご高覧のうえお手続きくださいますようお願い申し上げます。

なお、既にご所有の株券について株券保管振替制度をご利用の場合には、一切のお手続きは不要ですので念のため申し添えます。

5. 単元未満株式の買増請求の受付につきましては、1単元の株式の数の変更手続きのため、平成18年1月16日(月曜日)から1月31日(火曜日)まで受付を停止させていただきますので、あらかじめご了承ください。

名義書換代理人  
事務取扱場所  
(郵便物送付先)

大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部  
〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10

(電話照会先)

住友信託銀行株式会社 証券代行部  
(住所変更等用紙のご請求) 0120-175-417  
(その他のご照会) 0120-176-417

同 取 次 所

住友信託銀行株式会社 全国各支店